

パンフレットイメージ案

武蔵野市  
あんしん住まい推進協議会  
(居住支援協議会) ガイド



武蔵野あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）事務局

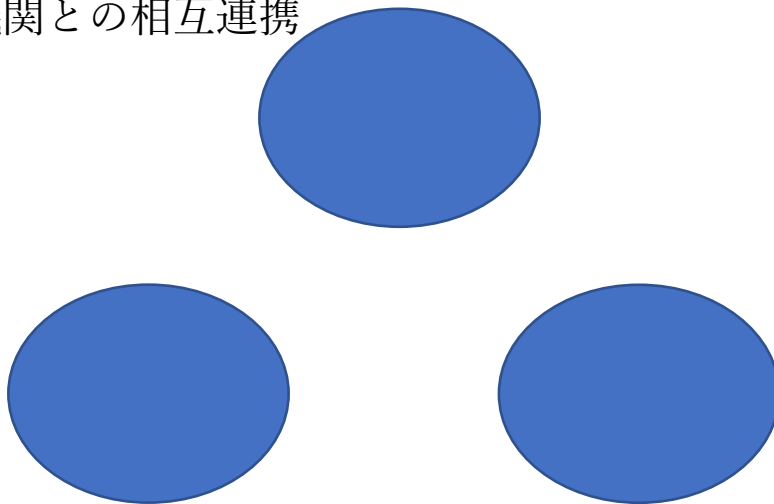
（武蔵野市都市整備部住宅対策課）

電話番号 0422-60-1905

はじめに

あんしん住まい推進協議会とは

関係機関との相互連携



## ★あんしん住まい推進事業について

### (1) 引越しをしたい方への支援

- ① 部屋探しのお手伝いをしてくれる

**協力不動産店の紹介**

- ② 1人では契約が難しい方をサポートする

**伴走支援事業者を派遣**

- ③ 連帯保証人がいない場合、

**家賃債務保証会社を紹介**

- ④ 家賃債務保証会社の**保証委託料**を助成

(初回委託料の 1/2、最大2万円まで  
+ 初回の更新料の全額、最大1万円まで)

- ⑤ **電話・訪問**による**見守り**を実施

### (2) 賃貸住宅の所有者の方への支援

- ① 緊急時に警備員が駆け付ける

**緊急通報装置**の費用を全額助成

- ② 死亡事故発生時の**原状回復・家賃損失に備える保険**に市が加入

- ③ 保険で補償されない**残置物処理費用**が発生したら最大 20 万円

の助成金

- ④ **バリアフリー改修**について最大 50 万円の助成金

## ★協力不動産店での物件紹介⇒入居・見守り支援の流れ

1. 市から協力不動産店に協力依頼

2. 入居希望者が不動産店に相談・契約

3. 入居者と協力不動産店は契約したことを市に報告

4. 入居 ⇒ 見守り支援の実施・各種助成の利用

## ★あんしん住まい推進事業の要件

(1) 部屋探し等の支援を利用できる人

- 武蔵野市民であること。
- 住宅に困っていること。
- 健康で自立して日常生活を営むことができること。
- 本事業を通じて入居するにあたり、必要に応じて電話・訪問による見守り支援を受けること及び緊急通報装置の利用について同意すること。
- 緊急連絡先となる親族、知人がいること。

(2) 入居後の見守りや助成金等の支援対象となる住宅

- 市内にある民間賃貸住宅であること。
- 建築基準法等に違反する建築物でないこと。
- 昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。もしくは耐震診断・耐震改修等により安全性が確認されていること。
- 消防法等に基づき、住宅用火災警報器の設置、消防用設備等の設置及び防火管理等の対策が実施されていること。
- 住戸の専用床面積が原則16平方メートル以上であること。
- 室内に専用の浴室及びトイレを設置していること。
- 借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借でないこと。
- サービス付き高齢者向け住宅でないこと。